１．相談・支援（サービス）の充実

さまざまな生活課題を抱えている人が社会的に孤立することなく、専門家の助言を受けたり、必要なサービスを利用しながら、安心して生活を営んでいくことができるよう、情報の発信、相談体制の充実を図るとともに、支援やサービス内容の充実を図ります。また、制度の狭間にいる人に対応できる仕組みをつくります。

(1) 主な取り組み

①専門的な相談・支援体制の充実（コミュニティソーシャルワーカー等の充実）
②身近なところで相談できる体制づくり
③相談窓口のネットワークづくり
④民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくり
⑤「まちともサービス」の拡充
⑥生活困窮者、社会的孤立に対する相談・支援の充実
⑦権利擁護への取り組みの推進
⑧子ども・青少年が健やかに育つための支援の充実
⑨障がい者・児のための支援の充実
⑩在宅医療と介護との連携強化
⑪介護予防の充実・市民による自主的活動への支援
⑫認知症の人への支援の強化
⑬当事者の参加と自立への支援の充実
⑭介護・介助している家族等への支援の充実

(2) 主な取り組みの内容

①専門的な相談・支援体制の充実（コミュニティソーシャルワーカー等の充実）

・さまざまな悩みや課題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、相談窓口や情報提供体制を充実します。
・地域で把握されたニーズに対して適切な支援サービスを提供したり、地域課題の解決に向けた地域の取り組みを支援するため、地域レベル（概ね中学校区レベル）にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を５名配置します。
・地域レベルのCSWの活動を援助するスーパーバイザーを区レベルに１名配置します。
・制度の狭間の問題、一人で複合的な課題を抱えている問題、家族の中に複合的な課題が生じている問題などの解決策を共有するため、また包括的支援が実施できるよう、「(仮称) 地域支援連絡会議」を設置し、情報交換を図るとともに、課題解決に向けた検討を行います。

・支援を拒否し、孤立状態にある人やいわゆるごみ屋敷の問題など支援が困難な人に対して、CSWが地域住民や関係機関と連携して、粘り強く訪問し、信頼関係を築くなどアウトリーチ支援を行う寄り添い型の支援をすすめます。
・支援を必要としている人を早期に発見するとともに、孤立死等の発生を未然に防止するため、ライフライン事業者等との連携を強化し、異変を察知した場合に通報を受ける仕組みを強化します。

②身近なところで相談できる体制づくり

・身近な地域で相談に応じ、地域のネットワークを活かした見守り体制づくりや、さまざま生活課題を抱えている人を早期に発見し、孤立を防止して、社会的支援につなげていくために、「地域福祉コーディネーター」を小地域レベル（地域社協・連合振興町会の範囲）に各１名配置します。
・地域における見守り、発見や身近な地域での相談機能を強化するため、地域福祉コーディネーターと民生委員・児童委員、主任児童委員、ネットワーク委員などとの連携強化を支援します。
・災害時の要援護者と支援者のマッチング、日常的に見守りが必要な人を地域で見守る体制をつくるため、地域福祉コーディネーターとともに、災害時に援護を必要とする人を把握し、「要援護者台帳」の整備をすすめます。
・地域福祉コーディネーターが身近な地域の相談窓口としての役割を果たすため、さまざまな研修や情報提供を実施します。

③相談窓口のネットワークづくり

・北区役所や地域包括支援センター、医療機関、福祉施設、福祉事業者などの相談機関が適切な支援につなぐため、「（仮称）地域支援連絡会議」などを通じて、対応事例などの情報交換を実施し、実践的な情報の共有をすすめます。
・生活課題の解決に向けて、関係する複数の機関による連携体制づくりなどのコーディネート機能を強化します。

④民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくり

・北区役所と民生委員・児童委員等が要援護者情報を共有できる仕組みなど、民生委員・児童委員等が主体的に活動しやすい環境づくりを行います。

⑤「まちともサービス」の拡充

・住民が主体的に取り組む地域での支え合い、助け合い活動を推進するため、新たな地域の支え合いのシステムである「まちともサービス」について、地域や関係機関への情報発信や周知などを支援します。

・「まちともサービス」が単なる家事援助にとどまらず、「まちの友だち」として孤立している人とつながり、地域社会とのつながりを保てるよう働きかけます。

・高齢者、障がい者、子育て支援など、福祉制度の分野や対象にかかわらず、幅広く柔軟に対応できるよう、会員の拡大を支援します。

・住民による見守りやサロン活動などの地域活動や専門機関との連携を密にし、地域でのボランティア活動、「まちともサービス」、専門的な支援という切れ目のない地域における支援体制づくりを推進します。

⑥生活困窮者、社会的孤立に対する相談・支援の充実

・社会参加や自立に課題を抱える人が気軽に相談できる窓口を設置するとともに、それぞれの置かれている状況やニーズを踏まえた相談・支援を充実します。

・地域や関係機関と連携して、多様な手段でニーズ把握を行い、課題を早急に発見し、社会的孤立の防止に向けた取り組みを推進します。

・住み慣れた地域で、必要とする福祉情報を得ることができるよう情報発信機能を強化します。

・ボランティアや NPO などとの連携、福祉サービス事業者の協力、地域住民同士の支えあいなどにより、住み慣れた地域の中で、生活課題を解決できるよう、地域への啓発、協力体制づくりに取り組みます。

・企業や事業所と連携して中間就労の場の確保に努めます。

・学卒未就職者や早期離職者、不登校、引きこもりなど社会的に孤立しやすい若者の社会的自立を支援するため、関係機関と連携して、専門的な相談、職業能力開発や職業紹介などの支援に取り組みます。

⑦権利擁護への取り組みの推進

・判断能力の不十分な方のサービス利用援助や日常的な金銭管理を行う「あんしんさぽーと事業」や「成年後見制度」の周知・啓発を推進します。

・判断能力の不十分な方や、障がいのある人、弱い立場に置かれがちな方や子どもの権利を守り、虐待防止・早期発見・早期対応など必要な対策を円滑に実施するため、「高齢者虐待防止連絡会議」「要保護児童対策地域協議会」等において、関係者間で情報交換、情報共有、課題解決に向けた総合的な調整を図ります。

・虐待が疑われる場合に通報・届出窓口の周知を徹底するとともに、各窓口の総合的な相談や支援機能を充実し、適切な通告受理体制を強化します。

・虐待防止に向けた地域での見守り、支え合いを強化するため、区民や関係者への啓

発とともに、地域福祉コーディネーター等による地域での見守り体制の充実と相談機関や通報窓口の周知を強化します。

⑧子ども・青少年が健やかに育つための支援の充実

・育児や養育に不安を抱えた保護者や人とのコミュニケーションがとりづらい保護者に対し、子育て支援室の臨床心理士などの専門職による相談業務を強化するとともに、「北区子育て支援連絡会」を通して早期の支援を実施します。
・孤立している保護者に一人でも多く参加してもらえるよう、各地域で「出張個別子育て相談会＆イベント」を実施し、地域での子育て支援を強化します。
・「子育て支援ルーム（キッキ）」において、保護者同士の交流の場を提供するとともに、個別相談を実施し、問題を抱えた親の早期発見に努め、支援の充実を図ります。
・「北区子ども・子育てプラザ」や「こども相談センター」との連携により、子育てに関する総合的な相談や支援を行います。
・児童虐待防止のため、地域の子育て支援のネットワーク化を図り、早期発見・早期対応に努めます。
・保育所・幼稚園などと連携して、地域における子育て支援拠点づくりをすすめ、身近な地域での相談・支援や当事者同士の情報交換、交流機会を充実します。
・関係機関と連携して、相談機関の紹介や子育てに関する情報提供を充実します。
・発達障がいの早期発見及び早期相談支援に向けて、乳幼児発達相談体制強化事業（育児教室、１歳６か月児健診、３歳児健診、４・５歳児健診での発達相談）の充実を図ります。
・「ひとり親家庭サポーター」を配置し、就業情報の提供、自立支援計画の策定など自立に向けたきめ細かで継続的な就業相談を実施します。
・福祉の専門知識や技術を有するSSW（スクールソーシャルワーカー）を小・中学校、高等学校に派遣し、学校などの教育現場だけではなく、子どもを取り巻く地域や関係機関等と連携しながら、多様な支援方法を用いて課題解決への調整・対応を行います。

⑨障がい者・児のための支援の充実

・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいに関する専門機関等との連携を強化し、障がい者・児とその家族への相談・支援体制と福祉サービスの充実を図ります。
・障がいのある人とない人が共に育ち、暮らす地域づくりを進めるため、障がいや障がいのある人への理解を深める取り組みを推進します。
・障がいのある人が地域で安心して生活し続けられるよう、保健・医療・福祉などと連携して切れ目のない支援に向けた取り組みをすすめます。

⑩在宅医療と介護との連携強化

・終末期まで安心して地域で暮らせるような地域づくりをめざして、病院、診療所などの医療機関や医師会、北区役所、区社協、地域包括支援センターなど、関係する機関、団体が集まる場を設け、在宅医療と介護の連携をすすめます。

⑪介護予防の充実・市民による自主的活動への支援

・介護保険制度の改正を踏まえ、多様な介護予防の取り組みが実施できるよう、「新しい介護予防事業」の構築に向けた検討を行います。

・高齢者が要介護状態となることを予防・軽減するため、身近な地域における運動や栄養指導などの健康教育を充実するとともに、生活習慣病予防のための健康診査の受診率向上に向けた取り組みをすすめます。

・地域と連携して、高齢者の社会参加、地域貢献活動など生きがいとなる場づくりを推進します。

⑫認知症の人への支援の強化

・北区役所内の各窓口や関係機関との連携を強化し、問題を早期に発見し、早期の支援につなげます。

・「はつらつ脳活性化プロジェクト」の取り組みを強化し、高齢者が自分で認知症を予防するための活動を習慣づけられるよう、地域での仕組みづくりをすすめ、地域で自立的な展開をおこなえるよう支援します。

・認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、認知症の理解に向けた啓発を推進するとともに、認知症サポーターの養成をすすめます。

・徘徊する人を地域で見守る体制の充実を図るとともに、見守りに協力する事業者等を増やす取り組みをすすめます。

・地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）における相談機能を強化します。

・「にこりんく」（北区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会）を通じて、保健・医療と介護・福祉の連携体制の強化に努め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組みを推進します。

・医療、介護など認知症の支援に携わる専門職や地域の高齢者支援に携わる関係者等へ多職種協働の研修を開催するなど人材の育成を図ります。

・認知症の方とその家族、地域住民、専門職等、誰もが参加でき、集う場所づくりをすすめます。

・若年性認知症や初期の認知症の適切なケアのノウハウを広め、早期に受診・ケアにつなげる働きかけをすすめます。

⑬当事者の参加と自立への支援の充実

・さまざまな課題を抱える人の自立を促していくために、地域の理解と協力を得て、当事者の自発的・自主的な活動を支援するとともに、地域において参加できる場づくりをすすめます。

・障がいのある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両面から支援するため、「障がい者就業・生活支援センター」などの専門機関と連携して、障がい特性に配慮し、その適正・希望等に沿った支援を充実します。

⑭介護・介助している家族等への支援の充実

・在宅で要介護者・障がい者を介護・介助している人が、地域とのつながりを継続できるよう、相談支援機関やサービス提供事業者と連携して、介護者のための相談・支援を充実します。